

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の  
公務災害補償等に関する条例施行規則

平成19年3月30日  
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 条例第1条の規定による災害をいう。
- (2) 補償 条例第1条の規定による補償をいう。
- (3) 職員 条例第2条の規定による職員をいう。
- (4) 通勤 条例第2条の2の規定による通勤をいう。
- (5) 実施機関 条例第3条第1項の規定による実施機関をいう。
- (6) 認定委員会 条例第3条第3項の規定による公務災害補償等認定委員会をいう。
- (7) 補償基礎額 条例第5条の規定による補償基礎額をいう。
- (8) 福祉事業 条例第17条の規定による福祉事業をいう。
- (9) 審査会 条例第18条第1項の規定による公務災害補償等審査会をいう。  
(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- (1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- (2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
  - ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
  - イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所
  - ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

(公務上の災害の範囲)

第2条の3 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の4 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

(2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

(日常生活上必要な行為)

第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書に規定する日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

（災害の報告）

第3条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、広域連合長に、速やかに報告をしなければならない。

（災害の認定通知）

第4条 条例第3条第2項の規定による「通知」は、公務により生じたものと認定したときは公務災害認定通知書により、通勤により生じたものと認定したときは通勤災害認定通知書により行なわなければならない。

2 実施機関は、前条第1項後段の規定による報告に係る災害が公務上のもの又は通勤によるもののいずれでもないとして認定したときは、公務外災害等認定通知書により被災職員等に通知しなければならない。

（認定委員会）

第5条 認定委員会は、委員長が招集する。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 認定委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、会議録を調整し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、認定委員会に関し必要な事項は、認定委員会が決する。

（休業補償）

第6条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、勤務その他の業務の一部に従事したことにより給与その他の収入の一部を得ることができる場合における条例第7条の規定による休業補償の額は、補償基礎額(当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過している場合において、条例第5条第5項の規定により最高限度額として定める額(以下この条において単に「最高限度額」という。))を補償基礎額とすることとされている場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合における補償基礎額)に相当する額から当該勤務その他の業務の一部に従事したことにより得られる給与その他の収入の額を差し引いた額(当該休業補償に係る療養の開始後1年6月を経過している場合において、当該差し引いた額が最高限度額を超える場合にあっては、当該最高限度額)とする。

(休業補償を行わない場合)

第6条の2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受け監獄に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、若しくは収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(介護補償)

第6条の3 条例第9条の2に規定する規則で定める障害については、法第30条の2第1項の規定に基づき総務省令で定める障害の例による。

2 条例第9条の2に規定する広域連合長が定める金額については、法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額の例による。

3 条例第9条の2第3号に規定する広域連合長が定める施設については、法第30条の2第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める施設の例による。

(葬祭補償の額)

第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(補償の請求方法)

第7条 傷病補償年金を除く補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第9条において同じ。)を受けようとする者は、受けようとする補償の種類に応じ、補償の請求書を、職員の所属長(職員が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の当時の所属長)を経由して実施機関に提出しなければならない。

(傷病補償年金の支給の決定等)

第7条の2 実施機関は、職員が条例第7条の2第1項に規定する場合に該当することとなったときは、速やかに、傷病補償年金の支給の決定を行い、当該傷病補償年金を受けるべき者に書面でその支給に関する決定の通知をしなければならない。

2 実施機関は、傷病補償年金を受けている者が、当該身体障害の程度に変更があったため、新たに条例別表第1に定める他の傷病等級に該当することとなったときは、速やかに、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金の支給の決定を行い、その旨を当該傷病補償年金を受けている者に通知しなければならない。

3 実施機関は、傷病補償年金を受けている者の身体障害の程度が、条例別表第1に定める傷病等級に該当しなくなったときは、その旨を当該傷病補償年金を受けている者に通知しなければならない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第8条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、またはその代表者を解任したときは、すみやかに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任しまたは解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第9条 実施機関は、補償の請求書を受理した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、速やかに請求者に書面でその支給に関する決定の通知をするとともに、補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第10条 条例第13条の規定により遺族補償年金の支給の停止または支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書または遺族補償年金支給停止解除申請書(遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する場合にあつては、当該申請書及び年金証書)を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による申請に基づき、遺族補償年金の支給を停止しまたは支給の停止を解除したときは、当該申請を行なった者はすみやかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第11条 実施機関は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

2 実施機関は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 実施機関は、必要があると認めるときは、年金証書の提出または提示を求めることができる。

第12条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、または著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類または損傷した証書を添えて、証書の再交付を実施機関に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを実施機関に返納しなければならない。

第13条 年金証書の交付を受けた者またはその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を実施機関に返納しなければならない。

(年金の額の改定通知)

第13条の2 実施機関は、条例第5条第2項の規定により定められた補償基礎額が改定されたため、年金たる補償を改定したときは、年金たる補償の年額改定通知書により、年金証書の交付を受けている者に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、年金証書に記載した年金の額は、変更しないものとする。

(定期報告)

第14条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、現に受けている補償の種類に応じて、傷病補償年金現状報告書、障害補償年金現状報告書又は遺族補償年金現状報告書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第15条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

(1) 氏名または住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その身体障害の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 条例第12条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(条例第11条第1項第4号に規定する状態にあるときを除く。)又は条例第11条第1項第4号に規定する状態になり、若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を実施機関に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を実施機関に提出しなければならない。

(福祉事業の種類)

第16条 条例第17条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする

- (1) 外科後処置に関する事業
- (2) 補装具に関する事業
- (3) リハビリテーションに関する事業
- (4) 休養に関する事業
- (5) アフターケアに関する事業
- (6) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- (7) 奨学援護金の支給
- (8) 就労保育援護金の支給
- (9) 傷病特別支給金の支給
- (10) 障害特別支給金の支給
- (11) 遺族特別支給金の支給
- (12) 障害特別援護金の支給
- (13) 遺族特別援護金の支給
- (14) 傷病特別給付金の支給
- (15) 障害特別給付金の支給
- (16) 遺族特別給付金の支給
- (17) 障害差額特別給付金の支給
- (18) 長期家族介護者援護金の支給

2 条例第17条第2項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
- (2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
- (3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

(福祉事業の実施)

第17条 実施機関は、福祉事業を行うに当たっては、その内容について広域連合長と協議しなければならない。

(福祉事業の申請等)

第18条 第17条第1項の福祉事業を受けようとする者は、申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項の申請書を受理したときは、速やかに申請者に対し、承認するかどうかを通知しなければならない。

(審査会の招集等)

第19条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の大要、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査の申立て)

第20条 補償の実施について不服がある者が条例第18条の規定により審査を申し立てようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面(以下「審査申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

(1) 災害を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに災害発生当時の職並びに所属部局

(2) 申立人が災害を受けた職員以外の者であるときは、その氏名、住所及び生年月日並びにその職員との続柄または関係

(3) 補償に関する実施機関の措置

(4) 申立ての趣旨

(5) 代理人を選任したときは、その者の氏名、住所及び職業

(6) 請求の年月日

3 審査申立書の記載事項に変更を生じた場合には、請求者は、そのつど、その旨をすみやかに審査会に届け出なければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第21条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく、実施機関に届け出なければならない。

(旅費の支給)

第22条 条例第19条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、神奈川県後期高齢者広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定の例による。

(通勤による災害に係る一部負担金等)

第22条の2 条例第21条の2第1項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、すでに一部負担金を払い込んだ者

2 条例第21条の2第1項に規定する規則で定める金額は、200円とする。ただし、当該額が、現に療養に要した費用の総額を又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額(それらの総額が同じ額の場合はその額)に相当する額とする。

(所属長の助力等)

第23条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、みずから補償の請求その他の手続を行なうことが困難である場合には、職員の所属長は、その手続を行なうことができるように助力しなければならない。

2 職員の所属長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合には、すみやかに証明をしなければならない。

3 前2項の規定は、福祉事業を受けようとする者について準用する。

(記録簿)

第24条 実施機関は、災害補償記録簿、福祉事業記録簿、傷病補償年金等記録簿、障害補償年金等記録簿及び遺族補償年金等記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(様式)

第25条 この規則の規定により使用する書式の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行後最初の認定委員会の会議の招集は、広域連合長が行なう。

(葬祭補償の額の特例)

3 第6条の4の規定による金額が補償基礎額の60倍に相当する金額に満たないときは、条例第15条に規定する規則で定める金額は、当分の間、第6条の4の規定にかかわらず、補償基礎額の60倍に相当する金額とする。

(障害補償年金前払一時金)

4 条例附則第6項の規定による障害補償年金前払一時金の支給の申出は、障害補償年金の最初の支払に先立ってしなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

5 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

6 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第3項の表の右欄に掲げる額(当該障害補償年金が、条例第17条において例によることとされる法第29条第8項の規定によるものである場合(次項において「障害加重の場合」という。)にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。)又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第4項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額

を差し引いた額を超えない範囲内で、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

7 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3項の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3項の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例により算出した金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定により算出した金額で除して得た数を乗じて得た額

8 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の条例第16条において準用する法第40条第3項に定める支払期月から1年を経過する月以前の各月(附則第4項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)支給されるべき障害補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

9 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項の規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定に

より各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

10 条例附則第10項の規定による遺族補償年金前払一時金の支給に係る申出は、遺族補償年金の最初の支払に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支払があった場合であっても、実施機関の行う当該遺族補償年金の支給の決定に関する通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出をすることができる。

11 前項の申出は、同一の災害につき2回以上行うことができない。

12 第8条の規定は、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときにおける遺族補償年金前払一時金の請求及び受領について準用する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族(前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。)が選択した額とする。ただし、附則第10項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、補償基礎額の1,000倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

14 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が2人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

15 遺族補償年金は、附則第10項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規

定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月(条例附則第17項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第17項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項及び附則第19項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の条例第条において準用する法第40条第3項に定める支払期月(特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について条例附則第19項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該支払期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。)から1年を経過する月以前の各月(附則第10項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき遺族補償年金の額

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

16 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して

1 年を越える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

- 17 実施機関は、条例附則第8項、附則第12項及び附則第19項の支給停止期間が満了したときは、速やかに、当該支給停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者に対して、その旨を通知しなければならない。

(届出)

- 18 年金たる補償を受ける者は、当該補償の事由について条例附則第21項に掲げる年金たる給付が支給されることとなった場合、その給付の額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合には、その事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかに、その旨を実施機関に届け出なければならない。

- 19 第14条及び第15条の規定は、条例附則第17項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族で支給停止解除年齢に達しないものがある場合について準用する。この場合において、第14条中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と、「現に受けている補償」とあるのは「受ける権利を有する補償」と、第15条第1項中「受ける者」とあるのは「受ける権利を有する者」と読み替えるものとする。

附 則 (平成20年12月17日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 3 号） 抄

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条（第 8 条第 2 項を削る改正規定を除く。）の規定、第 4 条中第 8 条第 8 号及び第 9 条の改正規定並びに第 8 条の規定は、公布の日から施行する。